

日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

丸紅企業年金基金

1. 基本方針

丸紅企業年金基金は、「資産保有者(アセットオーナー)」としての機関投資家という立場から、『日本版スチュワードシップ・コード』(以下、コード)の受入れを表明します。当基金は、自ら直接は株式等の資産を運用しておらず、「資産運用者」としての機関投資家(以下、「運用受託機関」)を通じて株式等の資産を保有していることから、運用受託機関に対し、スチュワードシップ活動(投資先企業との対話を通じ、投資先企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、当基金の中長期的な投資リターンの拡大を図ること)を求めます。コードの各原則にかかる当基金の方針は、以下の通りです。

2. コードの各原則への対応

<原則1>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすため、本コードを受け入れ、本方針を策定し、公表します。また、当基金は、運用受託機関がコードを受け入れ、これに則りスチュワードシップ責任を果たすための方針を策定しこれを公表することを求めます。

<原則2>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対し本原則2における利益相反についての明確な方針を策定し、これを公表することを求めます。

<原則3>

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は投資先企業の選定や議決権行使を自ら行わないため、運用受託機関に対し、当該運用

受託機関の運用方針等に照らしてスチュワードシップ責任を適切に果たす為、投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

<原則 4 >

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業と「目的を持った対話」を建設的に行うことを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

<原則 5 >

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は投資先企業の議決権を直接行使することが出来ない立場であるため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権行使と行使結果の公表にかかる方針を定めること、および当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

<原則 6 >

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、その実施状況に関し定期的な報告を求め、その結果を最終受益者である当基金の加入者・受給権者に定期的に報告します。

<原則 7 >

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための体制を備えるよう求めるとともに、運用受託機関のスチュワードシップ活動を理解、評価する実力を備えるよう努めます。

<原則 8 >

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に対し、適切なサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するよう努めることを求めます。

以 上